

第二十六回国 参議院商工委員会會議録第三十八号

昭和三十一年五月十九日(日曜日)午後五時五十分開会

委員の異動

五月十八日委員豊田雅孝君辞任につき、その補欠として前田久吉君を議長において指名した。
本日委員前田久吉君及び小林孝平君辞任につき、その補欠として杉山昌作君及び岡三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 古池 恒三君
西川 弥平治君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

青柳 秀夫君
小幡 治和君
小西 英雄君
後藤 義隆君
白井 勇君
高橋 進太郎君
高橋 衛君
三浦 義男君
海野 三朗君
岡 三郎君
島 清君
松澤 兼人君
加藤 正人君
杉山 昌作君
小笠 公昭君
春日 一幸君

衆議院議員

国務大臣

通商産業大臣 水田三喜男君

政府委員

公正取引委員会委員長 横田 正俊君
通商産業政務次官 長谷川四郎君

通商産業大臣官房長 松尾 金藏君
通商産業省重工業局長 鈴木 義雄君

中小企業庁長官 川上 爲治君
振興部長 今井 善衛君

中小企業庁指導部長 川瀬 健治君

事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日

の会議に付した案件
○自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○中小企業団体法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○継続審査の要求の件

○委員長(近藤信一君) これより委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十八日豊田雅孝君が辞任され、補

欠として前田久吉君が選任されましたが、本日前田君が辞任されて、杉山昌作君が委員に選任されました。また、本日付にて小林孝平君が辞任され、岡三郎君が選任されました。

以上御報告いたします。

○委員長(近藤信一君) それではこれより本日の議事に入ります。

まず、自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。両案につきましては、昨日質疑を終局いたしておりますので、本日はこれより両案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

なお、委員長の手元に杉山君から自転車競技法の一部を改正する法律案に対し、付帯決議が提出されております。本付帯決議の御意見は、討論中にお述べをお願いします。

○阿部竹松君 私は、ただいま委員長が御提示になりました二法案につきまして、日本社会党を代表いたしまして、残念ながら賛成できませんので、反対の討論を行わんとするものであります。

御承知の通り、この法案は第二回国会で議員立法としてできたわけですが、それから十幾年になるわけであり、いろいろな世論のありまじきこと、皆様の御承知の通りであります。特に現在まで毎年二千数百名の、家庭不和のため死ぬ人の中に、競輪に

こつて家庭不和のために自殺をした、あるいはまた、特に競輪のみによつて自殺をしたというまことに情けない人々が九十数名もあるわけでございます。この一事を見ましても、どうしてもこの法案に賛成できないわけでありまして、ヨーロッパにおきましてはモナコ、東洋におきましては日本、この二つの国が洋の東西に分れて世界のばくち国であるというふうな世論のあることも、皆様の御承知の通りであります。

従いましてわれわれ日本社会党といひましたは、当時の発足の理由が、いかに国家の財政に寄与するとか、あるいは地方財政に寄与するとか、あるいはまた自転車振興会にお金を投資する、こういう理由でできた法案といひましたも、どうしてもこれをなくしてしまわなければならぬ。しかしながら、現在では御承知の通り六十数カ所にわたる膨大な設備と、これに付随いたしまして数千名の選手と三十万に近しい従業員がいるのでございまして、社会党といひましたも、本日直ちに廃止するということでもなくして、少くとも一年半ないし二年の間に、今から準備してその間に従業員にはしかたしむべき職業につける、あるいは選手をしてしからしむべき職業につける、こういうふうな方向を講じてもらいたい、このようない見解を持つておつたのでありますから、政府御当局に對しましては法案が提出されると同時に、いろいろな質問する過程において意見も申し上げて参りました。残念ながらお互いに人間は非常に弱いものである、まして、当然こういうことはいけな

い、射幸心に、あるいは射幸行為のために本能が引きずられてしまふという情けない状態であるから、政治につかざるわれわれといひましたは、当然責任として国民を指導するといふ立場でもつて、こういう競輪とか、あるいはオート・レースといふものを一刻も早くなくさなければならぬというふうに考へてゐるのであります。自転車競技等においては、オリンピック競技の中にもあるの

でございまして、そういうふうな方向で、スポーツ化という方に一段と努力をして参らなければならぬといふふうに考へて参つたわけでありまして、少くとも三年後には、一攫千金を夢みてそうして競輪場に通う、あるいはまたオート・レース場に通う、こういう人々を一人でもなくするのが私たちの務めであるといふふうに考へて参りました。

一方、これを施行するに當りまして、選手の寿命はわずか三年半くらいである。あるいは、またこの競輪場に勤めておる従業員のそれぞれの人間の給料を調べて見ても、わずか百七十円の臨時で働いてゐる。こういうふうな、まことに気の毒な方々もあるわけ

でございます。まして、こういう面を見ましても、選手のためにもならないし、従業員のためにもならない、あるいは国

のためにならない、こういうふうに判断して今日まで参りました。あるいは、また一方、同じ競輪整備員の一つを見ても、一回開催に競輪場の使用料には三千数百万円を入場料として取る、競輪場使用料として取る、こういうような状態で、矛盾もはなはだしいものであるわけでありまして、オート・レース等につきましても、まことにこれによって家庭不和、あるいは、そういう問題を起す人がある反面、競技そのものが危険でありますから、生命すら保障できないという状態の中で、選手が競輪選手としてやつておりますし、こういうものも一刻も早くなくさなければならぬと思うわけでありまして、

従いまして、そういう点で今日までいろいろと討論の中で主張して参りましたが、私は最後に、どうしてもこういう自動車競技あるいはオート・レース、これはわが委員会に関係がありませんけれども、競馬からモーター・ボート競走まで、日本政府の責任においてやめていくようにしなければならぬ。しかし、それには非常に準備が要りますので、当然今から計画を立てていかなければならぬと思うわけでありまして、二十二国会等におきましても、一刻も早く直すように、あるいは当然こういう問題に十分メスを入れて、少くとも現状のような状態であつてはいけないという付帯決議が本委員会ですつておられたのであります。本国会の予算成立の際討論に立たれた、緑風会の森議員と記憶しておりますが、森議員からも本会議の席上で指摘されたことは、各委員も御承知の通りであります。従いまして、こういうよ

うな方針を今後政府が立てていただきたいと同時に、緑風会の委員の方から、もしこれが実行されるということになれば、こういう状態から一歩つき進んだ選手への待遇の方法とか、競輪場の扱いとか、あるいは将来の展望等にわたつて付帯決議が出ておるわけでありまして、当然のことだと私は考えるわけでありまして、従いまして、今回の法案が通るに当りまして、政府御当局の答弁の中で、将来長い間の過程において、こういう状態から一歩つき進んだ方向にいくというお話しのお答弁もございましたので、特段の努力をされて、一刻も早くこれが地方財政への寄与、あるいはまた、競輪場の振興のために必要となるという方向から脱しまして、当然、財政法の五十九条かと記憶しておりますが、政府のお力によつて地方財政に献言するとか、勧告することができるとありますから、

地方財政の建て直しには、競輪とか、競馬とか、オート・レース、モーター・ボート等によつて地方財政をまかなわないで、当然健全財政として、こういうものの以外の税制措置によつて地方財政をまかなない、あるいはまた、この機械産業等についても、こういうものの何パーセントかを取得して振興させるということでなく、政府の御指導によつてやつていただくことを一つお願い申し上げます。○加藤正人君 私は本法案に反対するものであります。過日も当委員会において私は述べましたが、この改正法案は、なるほど、その内容におきまして、設備の改善であるとか、あるいは射幸性を高めるといふ問題とか、車券の販売方法を変えるとか、まあ、いろ

いろ多少改正されたように感ずる点もないではない。しかしながら、肝心な、そのときも私は読み上げたのであります。二十二国会においての付帯決議の第一に「競輪、競馬、オート・レース、モーター・ボート・レース等、一切の射幸的行為は現下の社会情勢にかんがみ、すみやかに禁止もしくは制限せらるべきものである。特に、競輪について政府は現行制度に検討を加え、その改廃に關し次の通常国会までに適切な措置を講じなければならぬ」と。この付帯決議によつて適切な措置を講じたと答弁されるのであります。一向その跡が私には感じられないのです。政府の答弁によりまして、競輪審議会の議を経て報告提出したと申しておられるのであります。競輪審議会なるものの実態を私は調べてみますと、その委員の

構成されておる。なお、こういう審議会に附したから、その答申によつて、この改正案ができたというのであります。その改正案ができたというのであります。それは何ら私に対して言いわけにはならぬと思つてあります。もとより、われわれは、ただいま阿部委員から申されました通り、今日のような状態になつて、これを一挙に急速に廃止しろというやうな非常識なことを申すのではないのであります。この改正の方向が制限の方向に多少とも向つておれば、それでいいと思つてあります。これは多少とも向つていゝるじやないか、大いに向つていゝるつもりだといふことを言われるかもしれないが、内容を見ても、なかなか、永久的にやるやうな感じをするやうな点も書いてあるものであります。とらうてい近い将来には制限も十分になし

得ないのじやないかと思われる、危惧がするのであります。これはまことに私としては遺憾なことでありまして、立法府の意見を行政府がはなはだ軽視しておるといふ現われであつて、これは道義の上の責任に背しておると思つてあります。これは決して協力するわけには参らぬと思つてあります。

去年英国のある有名な新聞記者が大坂に参りましたときに、当時の大阪大学の学長今村博士が飯島婦科博士その他数人と、私もそれに加つたのでございまして、その新聞記者に引き合わされた。その新聞記者がいろいろな日本視察の上における所感を述べておられたのであります。が、日本に参たら、まず原爆の被害地である広島であるとか、あるいは長崎を訪問して、厳粛に弔いたい、見難い、こう思つて参つた。ところが、市街にはパチンコ屋が非常に多く開業されておる、競輪が至るところで行われておる。これを見て私はあゝそれが尽きたといふことを遠慮なく言われたのを記憶して、当時非常に私は恥しく感じたのであります。

戦後十有余年、日本も独立国となつた今日、ばくちのテラ銭のような金によつて工業を振興するといふことは、不見識な話でありまして、ちやうど師が弟の学資をかせぐためにパンパン行為をしておると同様の感じがするのであります。こういうことはぜひとも早急に改めて参りたいのであります。少くとも二十二国会における当院の付帯決議の精神をあらためて再認識して、そして一日も早くこういう方面に進んでいかれたことを希望するのであります。

多少制限の方に向いつつあると申されるのであります。私としてはかような程度ではまだ満足はできないのであります。その意味において遺憾ながらこの法案に対して反対をいたす次第であります。

以上。

○相馬助治君 議事進行。討論中ですから議事進行に名をかりて発言をさせていただきますが、今の加藤委員の討論中に、競輪審議会についての発言中不穏当と思われる言葉がございましたが、私の承知する範囲内では、かなり高名の評論家、学者あるいは長い官界の見識者、その他によつて構成されているように記憶するのであります。従いまして、かりにこれが不穏当であるとすれば、委員長において善処されることを私は期待いたします。

○委員長（近藤信一君） ただいまの相馬君の発言に對しましては、速記録を十分に調べて、善処いたします。

○杉山昌作君 私は、自転車あるいは小型自動車、モーター・ボートといふふうなものの競技が漸次なくなつていくことを心から希望するのであります。従つて前回のやうな、国会の付帯決議といふやうなものの趣旨を生かすべきものであると思つて、今度の改正法案は、その趣旨からながめまして、従来に比べて若干改善されているといふふうに認めますので、私は本案に賛成いたします。

同時に、これに付帯いたしました、次の決議案を提出いたしますのであります。委員各位の御賛成をお願い申し上げます。次第でございます。付帯決議案を朗読いたします。

附帯決議

政府は、本改正法施行にあたり、競輪等の健全化に資するため、次の諸措置を講ずべきである。

一、スポーツの振興としての性格を促進するとともに競技場の環境の明朗化を図ること。

二、収益については適、結核の対策等の保健衛生、福利厚生又はスポーツ振興等に直接又は間接にこれを充用するの途を開くこと。

三、選手の素質向上並びに生活の安定を図り、災害補償、退職金等について特段の配慮をすること。

四、競技場従業員等に臨時従業員の身分について検討し、併せてその待遇改善について努力すること。

以上でございます。

○古池信三君 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております両法律案に対し、賛成の意見を表明するものであります。

私は今日諸般の事情を勘案いたしますに、この両法律案の内容は、まことにやむを得ない措置であり、また、今日の段階においては妥当の措置と認めますので、これに賛意を表するものであります。政府はこの法律案の施行に当つては、十分にこれら競技の健全化、明朗化ということについて一層の努力を払われ、法律の所期する目的の達成のために、万端漏れないような措置を講ぜられんことを要望いたします。賛成討論といたします。

なお、ただいま提案になりました付帯決議案に対しましては賛意を表します。委員長（近藤信一君）他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（近藤信一君） 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案全部を議題に供します。両案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（近藤信一君） 多数と認めます。よつて両案は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました杉山君提出の付帯決議案を議題といたします。

〔賛成者挙手〕

本付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（近藤信一君） 多数と認めます。よつて杉山君提出の付帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

なお、ただいまの決議に對しまして、この際政府の所信を伺いたいと存じます。

○國務大臣（水田三喜男君） ただいまの付帯決議の御趣旨は、政府として十分に尊重いたしまして、今後の競輪の運営に當りたいと存じます。

○委員長（近藤信一君） なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他自後この手続につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（近藤信一君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それから両案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

西川弥平治 古池 信三
高橋 衛 青柳 秀夫
小橋 治和 小西 英雄
杉山 昌作 白井 勇
高橋進太郎 後藤 義隆
三浦 義男

○委員長（近藤信一君） 暫時休憩いたします。

午後六時十八分休憩

午後七時五十二分開会

○委員長（近藤信一君） 休憩前に引き続き、會議を開きます。

中小企業団体系案、中小企業団体系の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

これら各案につきまして、先日来その内容の説明、衆議院修正点の説明を聴取し、広く各方面の参考人から意見を聴取いたしましたので、これより三案を一括して質疑に入ります。御質疑のあおりの方は、順次御発言を願います。

○松澤兼人君 これらに本審査となつておりますのは、御承知のように中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案、それから中小企業団体系案、及び中小企業団体系の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案であり、たし、根本的に通産大臣にお伺いしたいことは、やはり中小企業の振興という問題は、単に個々の法律を制定して、これを実施するということでは

はないと思うのですが、法的措置の必要なもの、もちろん法的措置によらなければならない。しかも、そのほかにはやはり行政的な措置というものは必要だと思います。

まず第一にお尋ねいたしたいことは、現在この段階において、通産省において考えておられる中小企業振興という問題の全般的な構想というものが、果してどういうところにあるのか、その構想を一つ通産大臣にお伺いいたします。

○國務大臣（水田三喜男君） 中小企業は、御承知のようにその業態が多様多様でございます。従つて中小企業全般に對する対策ということも、非常に単純じゃない複雑な対策を立てなければならぬと考えております。それらに、全体に共通する対策といたしまして、やはり第一番が金融でございます。中小企業の金融をどう円滑にしていこうかというところが、私どもとして一番大きい問題だろつと思つております。従つて今年度におきまして、中小企業関係金融機関に對して、大幅な財政資金を投入するというような措置をとつた次第でございます。その次は、やはり税制でございます。中小企業が特に大企業より税制の面において不利な取扱ひを受けておるという面が、現行法にも非常にございますので、そういう点の是正をやるのが必要である、こう考えまして、今度の税制改革におきまして、中小企業に對するいろいろな減税措置、それから減価償却というふうな問題を通じまして、企業を合理化し得るいろいろな基盤を作るというふうな、一連の税制の措置をとつたのでございます。

そういうふうに中小企業に對しては、いろいろな行政的な国家的施策が必要でございますが、それらの施策を施してもなおかつ、中小企業というものがなかなか振興しない。ともすれば、お互いがみんな悪くなりがちだといふようなことは、結局中小企業に見られる過当な競争が原因である。この過当競争を避ける措置をとるのでなかつたら、政府が施すいろいろな行政的な措置が、効果がみな減殺されてしまふ、これが中小企業の現状であらうと私どもは考えます。従つて金融、税制その他一連の対策に合せて、中小企業の経営安定化というための組織について、立法的措置を講ずることが急務である。こういう考えから、今回提案しましたのが団体系でございますが、大体三つの柱が整つていけば、中小企業の振興の一つの基礎ができるのじゃないか、こういうのが大体今政府が考えている対策の骨子でございます。

○松澤兼人君 金融と税制とそれから団体系、それが三本であるといふお話でございますけれども、しかし、現に政府は、衆議院に小売商業特別措置法というものを提出しなつておられるのであります。こちらの方では、本付託になるに至らなかつたのであります。私お伺いしたいことは、現在の段階において、通産省あるいは政府として考へている法的な措置といふものは、どういう構想を持つていらつしやるかといふこともお尋ねしてゐるのであります。小売商業特別措置法というものは、衆議院の段階において審議未了か、あるいは継続審査かわかりませんが、とにかく参議院に来ておらないので、そこで私たちが考へるところ

直つて申し上げなければならぬ。少くとも一体をなしている、あなたも一つどういふふうにおっしゃいますか。われわれの言ういわゆる小売産業分野の確保に関する法律、これは三位一体だとわれわれは考えている。そこで政府の方でも、やはりそういうことでは考えてもらひたい。もし一つの法律が提案されるならば、他のこれに関連する法律案というものが同時にあるいは並行的に、あるいは雁行的に国会の審議ができるような状態に置くことが、これは政府の責任じゃないかと思ふのです。われわれがあの法律を待つていたというところは、それは政府からいへば出したものを先に先議したらいいんじゃないかと、こういうふうにおっしゃるかもしれませんが、けれども、しかし全体として見る必要があるというところは先ほど申しました通り、片方で除外されているものが、片方で縛られるというふうなことになるれば、先議されているものをそのまま通してしまつて、あの結果がどうなるかということになるわけでありまして、私はただいまの大臣が四月八日でありましたか、提案したのに審議されていなかったというところは、逆に参議院の責任であるというふうにおっしゃること、私は受け取れないと思ふのです。

○相馬助治君 大臣の御答弁の前に、私は関連してお尋ねいたしますが、ただいま大臣が四月八日に本院に付託されたものが、いささかも審議されないというところは、むしろ意外であるという御発言がありました、その御発言はきわめて遺憾であり、私の意外とするところです。本法が本院に付託されたのは、ただいま正確な資料によつて見ますと五月七日です。しかも、これはその経緯をごらんになればわかるように、あなたの与党である自民党が野党である社会党とともに修正をいたした案であります。従ひまして、当初政府が出したものはその内容において著しく変動のあるものが本院に修正回付されておるのです。しかも、本院がいささかも審議をしないというものは、これは何かのお間違ひだと思ふので、本院は会期末にメジロ押しに並んできた法律案の中において、本法についても参考人の意見を徴し、熱心に今日まで審議の熱意を見せてきておられます。しかも、政府は会期末に輸出取引法の一部改正法律案というように法案を参議院先議をもつて持ち込んで、衆議院から回付された法律と参議院の先議の法律案とメジロ押しに並んで審議が行われたのであります。従ひまして本法を出した当の責任者の水田通産大臣より、わが参議院が何か特別な意思を持つて審議に熱意を欠いたかのごとき発言が、しかも本院に付託された月日をひと月も間違つて、そういう前提のもとに立つて述べられるというものは、きわめて遺憾であり、われわれの問題としなければならぬ点でございます。松澤委員の質疑に關して御発言のあったことに對しまして、重ねて私は大臣の所見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 私が申しましたのは、そうじゃなくて、この何かとにかこの団体法が参議院で御審議願うところまでいきませんでした、その理由が何かほかの法案が出るからおくれたから、これをやらなかつたというふうなお話しがございまして、そういう理由だつたと言つて、で、こちらの方の審議がなかなかつたのは、そのおくれたためにからんで一緒に御審議願えなかつたかどうか、その理由は私にはわかりませんところ申しただけです。

○相馬助治君 今の答弁はですね、何にも知らない伴食大臣の答弁であるならば、私は容赦しますが、水田通産大臣の答弁としては容認できません。あなたも自民党の政調会長として名をさくさくたる方であつたのです。しかも法律案であるといわれ、この大いなる法律案である、通常国会は十二月から始まつていたにもかかわらず、四月五月になつて国会に提案をするというが、ごときことは、それ自体が無理なんです。従つて松澤委員の説を率直に申して、やはり他の法案がメジロ押しに並んでいいたために、審議の自由がいささか阻害された旨のことを言つておるのであつて、全部がその理由であるという意味ではもちろんございませぬ。他の政治上の問題、支障というものがあつたと思ひます。党側の意見の一致を見なかつたというふうな点も私は多かりうと思ひます。従つて全部が政府の責任だとも私は言つておるのではないですけれども、大臣の答弁を聞けば、この審議がおくれたのは、あつて参議院側の責任であるといううが、ごとき口吻を漏らすにおきましては、与野党の立場をこえて、本院の權威のために私は抗議しなければならぬ。そこで尋ねておるのであります。

から、再びその御所見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 政府が法案の提出がおくれたといふことは認めます。ただ、さき政府の法案が三つそろわなければ、ほんとうの審議ができませんといふふうには、何か法案がおくれたために、その審議が政府責任で特別におくれたような御発言に受け取りましたので、それに対して弁解しただけのことでございます。

○小幡治和君 今松澤委員からいろいろこの団体法の内容について、政府並びに公取及び与党、いろいろな点におけるこの意見といふ点、その審議の審議及びそのそごについての問題等御質問もありましたし、また相馬委員から参議院に付議するのにおくれた点についての、政府の責任追及等の御質問もありました。私としてはいろいろ考へます。この団体法は非常に画期的な大きな法律でありまして、この問題についてはいろいろわが自由民主党におきまして、また野党の社会党におきましても、それぞれいろいろな議論といふものがあつてしまつて、問題である、またあると思ひます。しかし、この問題が衆議院の論議の過程において、自由民主党と社会党とがこの法案についての内容全体の審議をされましたときに、両党が完全に意見を一致して、それより修正案を出して、衆議院を通過させてきております。私はその経過について、この問題について一つ一つの問題を論議すれば、いふぶん山ほど論議があるけれども、今日の全国における中小商工業者の要望からいいますれば、ある程度の論議はあつても、とにかく早くこ

の団体法を国会において通過し、成立せしめるといふことを急願しておるのではないかと存じます。そういう状況下において、衆議院において自由民主党と社会党とがご意見の一致をみて、それより参議院に送つてきたという事実をわれわれが考えますときに、今日参議院の段階において審議の日にちが非常に少ないのでありますが、ここにわれわれとしても考えなければならぬ点もあるのではないかと思つております。そこで、私がお伺ひしたいのは、衆議院において自由民主党と社会党がこの問題を論議されて、それとして出てこられた、その間において自由民主党はいろいろこれに対する不満があつても、早くこれを成立させたいという意味において、完全に党としての意見といふものが、ここに確立して、そういうふうになされたのか、また、社会党の春日委員も出ておられますが、社会党としてこの問題はやはりいろいろ論議もあるけれども、しかし団体法全体として修正もひくくめ、とにかく論議はあつたけれども、この際早く通過しなければならぬという意味において、社会党の党議としてこれを賛成して自由民主党と一緒にやられたのか、その点についてどうも参議院の審議の段階において、ちよつと不明確な点もあつたので、一つ自由民主党を代表しての春日委員、その点に對する所信といふものを伺ひたいと思ひます。

○島清君 今のところは、松澤委員の質問に端を発して、関連質問で相馬君が発言をして、さらに今の発言は関連質問の域を越えているのです。私は松澤

委員の質問に關連をして、さらに關連質問をしたのであります。ですから委員長議事の進行上、その大臣の御答弁に關連をする關連質問をお許ししたきたいと思います。

○委員長(近藤信一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記を起して。

○衆議院議員(小笠公昭君) ただいま小橋委員のお尋ねであります。衆議院におきます修正案の策定の、両院間における話し合いの過程におきましては、われわれは十分それぞれの党との連絡をとりつつ最終結論に参つたのであります。党の意見といたしましては、この修正案を確認して、社会党と話し合いを要結した、こういう経過になっております。

○衆議院議員(春日一幸君) お答えを申し上げますが、私も衆議院段階におきまして、この修正案を万場一致で衆議院を通過せしめておりますが、このためには、党の各種の必要な機関決定をいたしておることは当然であります。しかしながら、この際特に申し上げておきたいのであります。政府の団体法と、社会党の組織法とは本質的とは申しませんが、実質的に相当の相違点があるのであります。従いまして私も、異なる両案を両院で共同修正案をまとめ上げます過程におきましては、もとより社会党の主張が全的に入れられておるものではないと、わが党といふ意味合いにおきまして、わが党に全般的満足をもつておるわけではございません。従いまして、党議の

一部を申し上げるならば、この共同修正案を衆議院を通過せしめるべきであるが、しかしながら二院制度の妙味を発揮いたされまして、参議院段階においてさらにわが党の主張が可能であるならば、できるだけ取り上げていただくため、参議院における社会党の努力を要望いたしておることも、つけ加えてお願いを申し上げて、御説明につけ加えたわけでございます。

○島清君 私は歯にきぬを着せて物を言えない癖がございますので、表現が適切でなかつたら、その意味で御了解をいただきたいと思います。松澤委員の御答弁の中に事実を反する御答弁があったというので相馬委員が発言をいたしました。いな、大臣の御答弁は容認できない、こういうことでございまして、私はしばしば大臣の御答弁の中に、なおかつ御自分の答弁を間違つて食言といふ事か、何と申し上げようか、そういう場合に事実を曲げられたことにお気づきにならないようでありまして、再度關連質問をするわけでありまして、団体法とわが党の組織法とがここに上り列車と急行列車と東京駅にとまつたような形において共同修正されたのはゴールデン・ウィークのときであります。従いましてこの案が参議院に回つて参りますのに四月に出てくるはずは毛頭ないのであります。ゴールデン・ウィークを過ぎた後にそいつたような法案が出て参りますことは、これは算術の初歩を習つた人でありまして、だれでもわかる。しかも、四月八日に本院に提案されながら、参議院の方が審議をしない事実に対して容認できないと

はつきりおつしやつたこの事実です。一カ月間のこの事実を大臣は曲げて、こちらの方がいかにも審議権を放棄したかのごときにおつしやつたので、私たちは与党であるが野党であることを問わず、ただいま春日委員の説明にもございまして、われわれは衆議院の共同修正というものについて、われわれは参議院の審議権を放棄して、これを全面的に容認をするという形でこの法案を取り組んでおるわけではございません。従いまして、私たちが衆議院段階におきまして、私たちの組織法が、二月の幾日かに出ております。議されてないという事実に対しては、遺憾に考えておつたのであります。けれども、しかしながら、これは衆議院段階における審議の状況であるからやむを得ないという、私たちは黙つておつた。ところが組織法と、あとから出て参りました団体法が、ただいま申し上げたように、共同修正をされて参りまして、四月の幾日かにこちらの方に提案になった。これを大臣が曲げておつしやつたことについては、私は容認できないばかりでなく、この言葉は、やはりお取り消しにならないといけないと思つて、事実に対しては、言葉がきつよりであります。けれども、遺憾では済まされなと思つて、このことだけはお取り消しを願ひたいと思つております。

○国務大臣(水田三喜男君) 本會議に提案理由の説明をいたしましたのは、先ほど申しましたように四月八日でございます。本委員会に提案理由の説明をいたしましたのは、一カ月お

れて、五月六日でございます。この予備委員会に提案されない以上、この予備審査というものでないやうでございまして、さつきの四月八日以来と申しましたのは、これは取り消しいたします。

○松澤兼人君 ただいま通産大臣から明確に言われましたので、私もその点さらに追及いたしません。本格的に審議に入らなければならなかつた時期というのには、やはりこちらの方に本付託になつた日、すなわち、衆議院において与野党の共同修正が成立したときというところに考えますと、参議院に回つてきましてから十八日というものは、あまり長い時日でなかつたということ、私は御了解願ふと思う。その点私たちは申し上げたのであります。そこで私は、主としてこの法案の提出の過程におけるいろいろの問題についてお尋ねし、今後政府において、どういふ構想を持っておられるかということをお伺ひしたのであります。私は主として審議の前提としての問題をここで御聞きしたかったのであります。本格的な問題は後刻に譲るつもりでおります。そこで、他にも質問者があるやうでございまして、前提になる質問は、一応この程度でとどめまして、さらに内容にわたつて質疑をいたしますことを保留いたしまして、一応手続だけの問題について質疑を終ります。

○加藤正人君 ただいま松澤委員から、法案の提出された経過その他についての御質問があつたのであります。が、全くこの法律は、はなはだ何か不明朗の感じのうちに提出され、これが今日に及んでおる感じがするのであります。そうしてきのうから今日に至る委員会の進捗ぶりというものは、はなはだはかの法案にないやうな物議を起したやうなありさまであります。これは全く政府が、不用意にこの法案を提出されたその結果であらうと思ふのであります。決してそでないといふことは言われるかも知れませんが、かほど反対があり、かほどに審議が行き悩んでおるという、その事実がそれを証明しておると思ふのであります。

で、私はまず第一に、こういうことを頭に置つつ政府に御質問したいのは、政府の説明によりまして、この法律案は、政府の諮問機関である中小企業振興審議会の答申に基いて立案されたといふことであります。そこで、問題となりますのは、その審議会の委員の顔ぶれであります。すなわち、第二部会の十五名の委員のうちに、一人の大学教授を除きますと、ほとんどが中小企業関係の人ばかりでありまして、あまり消費者の代表も、関連の大企業の代表も入つておらぬやうであります。私は不案内でよくわからず、誤解しているかもしれませんが、この顔ぶれでは、公正なこの問題についての答申はできにくいんじゃないか、こう思ふのであります。で、かかる審議会が、日本経済全般に画期的な影響をもたらした、また、直接消費者の利益に關連のある重大な内容を持つた答申をあえてしているといふことは、これは相當の私は問題であると思ふ。中小企業の金融、あるいは税制といった中小企業プロパーの問題であればとにかく、かかる幅の広い、日本経済全体に大きな影響を与えるやうな広い問題を扱ふこと自体が、はなはだ不適格である。政府はこういう大きな問題に對

する答申を期待してこの審議に諮問をするのであります。そうであるならば、大へん間違つておると私は思ふのであります。本法案に關しては、政府はすでにその出発点から、不見識といふか、不見識にも重大なあやまちをおかしたと申すことができるのではないかと申すのであります。概括的な問題については、前委員からいろいろ御質問がありましたから、私はできるだけ實際問題について御質問いたしたいと思ふのであります。

統制経済下になるおそれがあるといふ一般の心配です。その問題であります。去る本会議の議場におきまして、岸總理に對して、私はこの法案は戦後における画期的な統制法規であつて、この法案は、統制が統制を呼ぶ結果となる心配はないかといふ質問をいたしたに對しまして、岸總理は答えていく、この法案は、民間に自主的な調整を行わせるのが主眼である。政府はただ受身の立場でその行き過ぎを抑えんとするものにすぎないのであるから、決して統制が全面化したり、ましてや、戦時のごとき官僚統制に陥るおそれはないといふ旨の御答弁があつたのであります。なるほど、現在の政府に日本經濟の統制化をはからうとするような意圖があるとは私も考えておりません。しかしながら、おおよそ統制といふものは、それが官僚の手によるものといふことを問はず、いろいろの弊害を伴うものであること、また、統制が統制を呼びがちなものであることは、だれしもこれを否定することができないのであります。もちろん、不況克服のための程度調整措置、つまり統制行為の必要なことは言ひま

でもないものであります。そのために同種立法がほかにもすでに存在してあることも、これは事實であります。本法においては、対象が中小企業であり、かつ従来のごく特定の工業部門に限定せず、商業、サービス業等の分野にその門戸を開放しておるだけに、特別に慎重なる配慮を要するのではないかと思ふのであります。

そこで個々の問題点についてお伺いたしますが、本法案の実施によつて、今日の中小企業界のどの程度の範囲が調整事業によつて統制がされるかといふこととあります。提案理由の説明によりますと、今日の中小企業界はその経営は不安定であるといふこととあります。といひましたれば、本法が実施されれば、中小企業界のあらゆる分野に商工組合が設立され、何らかの調整事業に入ることが予想されるのであります。かくなれば、日本經濟に占める中小企業の地位、比重から見まして、日本經濟全體が一種の統制状態に置かれるといふことは、言つても過言ではないのであります。政府は一体本法実施後における中小企業界の姿を、どのように描いておられるのであります。いづれにせよ、法律を立案された以上、その実施のあとに起る影響その他については、一応想定されてなければならぬと思ふのであります。その点について、まず御質問いたしたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 昨年の六月に内閣に中小企業振興審議会が設置されました。それから約半年にわたつて、中小企業界のいろいろな問題につきまして検討をいたしましたわけござい

ます。この委員会におきましては、今申し上げましたように、中小企業界の金融の問題とか、あるいはその税制の問題とか、あるいは組織の問題とか、あるいは特に小売業者の問題でありますとか、零細企業の問題でありますとか、そういう中小企業界のいろいろな問題を中心としてやりました関係上、この委員につきましても、御指摘の通り中小企業関係の方々が相当おるわけございすけれども、しかし、やはり中小企業問題は他の関係が相当ございすので、私どもの方としましては、この委員につきましても、学識経験者、特に學者、あるいはまた新聞関係、報道関係、その他の学識経験者も相当入つていただいておりますし、また、銀行関係の方々も入つておるわけございす。組織の問題につきましても、検討しますときは、十分そういう第三者的立場の御意見も、私どもの方としましては入つておるものと考へておるわけございす。しかし、政府の原案を作成するに當りましては、中小企業振興審議会の意見のみをとるといふわけにはいきませんので、この意見を十分に尊重しながら、その後あるいは経団連の意見、あるいはその他大企業の見をも十分われわれ調査なり、あるいは聞きまして、そうしてこの政府案といふものを、実は作つたわけございす。まして、決して先ほど先生がおっしゃいましたように、一方に片寄つた考え方で私ども作つておるものとは考へていないわけございす。この点は御了承願ひたいと思ひます。

それから、この法律につきましては、相当統制色があるといふような問題でございすが、私どもの方としま

しては、この中小企業者が非常に苦況に陥つていて、どうしても何とかしてこれを切り抜けていかなければならぬ。そのためには組織を作つて、そしてその組織の力によつて安定を期していかなければならぬといふような場合にございまして、その組織よりの申請に基づきまして、政府の方でいろいろな援助をするといふことになつておるわけございまして、決して戦時中なり、そういう時代における統制的な性格のものではないといふふうに、私どもは考へておるわけございす。

それから最後にお話がありました、大体この法律によつて、組合が全国的に無数にできるのじやないかといふお話しでございすけれども、これはこの第九條によりまして、中小企業者が非常にその過當競争を行なつていて、しかも、その相當の部分が経営が著しく不安定になつておるといふような、そういうような状態のときに、初めて組合の設立を強化するといふふうに考へておりますので、決して全国的に無数の組合ができるというふうなふうには考へておりません。現在中小企業安定法に基きまして、調整組合が約三百くらいできておりますが、私どもとしては、こゝろよりうなこの組合は、そうあらゆる業種について無数にできるというふうなふうには考へておりません。しかしながら、じやどの程度具体的にできるかという問題につきましては、これは私一がいは言えないと思ひますが、實際それぞれの業界の状況を見まして、ほんとうにこれは組合を作つて、その中小企業の安定をはからなければならぬといふものだけに限定されて参りますので、私ども

の方としましては、無数のものができるといふふうには考へていないわけございす。

○加藤正人君 無数というのは、どのくらいな程度と解釈していいかといふことも、お互いにこれはむずかしい問題になるのであつて、もしこれがあなたの方の期待に反して、続々出るような場合、また、今後の經濟界の變調から言つて、これがある程度許していかなくちやならぬといふ場合に際会したときに、二カ月間に認可とか、あるいは不認可の処理をしなければ認可とみなされるというふうなことが言われておるのであります。現在の政府にその処理能力がそういう場合にあり得るか。一体中小企業の実態調査といふことはどの程度やられておりますか。ある人はこの点についてはあまりはつきりした把握がされておらぬのじやないかといふことを心配されておるのであります。しかし、それが不幸にして、その人たちの想像のように、ないとすれば、二カ月の間にどうして処理できるか。結局は申請通り認可しなけりやならぬといふようなことが落ちて参ります。この結果は、中小企業の全分野に商工組合ができて、日本經濟が全般的に統制状態に入るといふやうなおそれも、必ずしもないとはつきり言ひ切ることはできないのではないかと、これを心配するものであります。

○政府委員(川上爲治君) この法律によりましては、原則として、申請がありましてから二カ月以内に処理をしなければならぬやうになつておりますけれども、實際問題としては、先ほど申し上げましたように、私どもの方としましては、無数にそういう組合がで

きる、でき得るものとも考えておられますし、この法律によりましては、いろいろな限定的措置が講じられておりますので、それに沿いました組合の申請ということになりますというところ、非常に限定されて参りますから、私どもの方として、この二カ月の程度で十分現在の行政能力で措置ができるものと考えております。

○加藤正人君 本法に不況条件に合致する商業、サービス業というよりなことが書いてありますが、一体どういふ商売のものを指すのでありますか。

○政府委員(川上爲治君) 現在具体的には、こういう種類の業種についてというふうには私どもの方として考へてはおりませんが、たとえば問屋につきましても、特に輸出関係の問屋等につきましては、われわれの方として、これは場合によりましては、この商工組合を作らなければならぬのではないかと、小売商につきましても、地方によりましては非常に密集して、非常に過当な競争が行われてまいっているというふうな、そういう商店街の組合等につきましては、やはりこの商工組合を作らなければならぬのではないだらうかというふうな考へておりますが、実際問題としてじやどういふ業種について現在必要であるかという点につきましては、これは私どもの方として、もちろん業界からの要求によつて措置することになつておりますので、今じやあどういふものについて組合を作らせるということには考へておりません。

が、一体どの程度のものかという点であります。期間、つまり時間のことであります。政府の御説明によりまして、調整事業を行い得る期間は、ちやうど例を引けば、あたかも病人を一時入院せしめるようなものであつて、その入院期間中のごく一時的、臨時的なものにすぎないということでありまして。しかし、その一時的という期間が、一体どの程度のものかということが問題であるところであつて、一年程度のものでは、なるほど一時的に中小企業界が統制状態になつても、まあまあ大したことはないのではありませんが、これが四年、五年、あるいはそれ以上に半永久的に続くようなことがありましては、貿易の面においても、消費者利益擁護の面におきましても、また中小企業者自身のためにも大へんなことではないかと考へられるのであります。現行の安定法の案を、七業種について設立された調整組合が、その役目を果してその調整事業を停止したものは、やめたものはこの五年間にただの一件もなく、綿スフ織物、タオル、絹、人絹織物、マツチ等々は四年にもわたつて今なお調整行為を継続している実情にあるのであります。この実績から見ても、一時的、臨時的といつても、決して一年、二年の短期間ではなく、四年、五年、いなかねばならないのではないかと考へておられるか、一律にどうと考へられる性質のもではないことはもちろんであります。が、おおよそ目安として、政府は一つの業界の安定に必要な期間をどの程度のものと考えておられるのであり

ますか、半永久化するおそれはないか、かりに四年、五年の調整期間を経て業界が安定したといたしましても、そのときにはその安定した業界を目指して、新しく新たな業種がどつと入り込んでくる、割り込んでくる。そこでまた安定が乱れるという工合に、いたちごつこのようなことが当然に予想されるのであります。もつとも衆議院の修正によりましては、員外者の規制命令が出ておる期間中は、新開業を規制し得ることになりましたが、これにしろもアウト・サイダー命令をはずせば、新規業者がどつと割り込むおそれがあるとして、結局いつまでも調整行為がやめられない。これは人口問題から来る中小企業者の宿命であります。この意味で半永久化するおそれが多分にあると思つておられますが、政府はこの点についてどういふおそれがないという所信を持っておられますか。また、政府がおそれはないと言われましても、政府の能力がどういふことを判定するだけの先見を持っているものとは、私は信じませんが、ただ形式的にだけでも一応承わつておきたいと思つのであります。

○政府委員(川上爲治君) 私どもの方としては、この調整の期間を半永久的とか、そういうことは毛頭考へておりませんし、法律によりましては、はつきりとした不況要件の存在している間ということをはつきり書いてあります。その期間が過ぎたならば、直ちにこの組合が対しましては、そういう調整事業をやめるべきだ、また、そういう命令を出すことになつておりますので、今、先生のおっしゃいますような、そういう考へは毛頭持

ておりません。現在安定法に基きまして調整組合ができて、いろいろ調整行為をやつておりますが、設備制限につきましては別に期限を付しておりませんけれども、その他の一般の調整事業につきましては、大体一年程度の期限をつけてやらしてあります。もちろん、それによりまして、なかなかうまくいかないというふうな場合におきましては、それを延長することも認められているわけでございますけれども、その不況の状況がとれて、調整行為をなす必要がないというふうな場合におきましては、変更命令を出すことにいたしておりました、あくまでも、私どもとしては、この法律の趣旨は、病人を病院に入れておくというわけでございますので、健康体になりますれば、直ちに普通の、その統制的な措置をとらないように措置する建前になつておりますから、嚴重にその点は守つていきたいというふうな考へております。

○加藤正人君 政府の御答弁についてとかく批判することはおそれ入ります。が、御答弁は、法律にはそう書いてある、こうしてあるというふうなふうな御答弁になりましたが、法律にそう書けば、それなりなものならば、われわれは決して心配はせぬのであります。今までも例があることであります。法律にどうのよう書いてあります。それが、それがそのようにいかぬところが、われわれの心配するところでありまして。以上のように、本法による統制の及ぶ範囲が中小企業全般に及び、また、その統制下にある機関も、政府はそうでないと言つておりますが、かりに私が考へるように、半永久的なものとなるおそれ

が強いことを考へますと、民間の行方とこの自主的な統制措置だといつても、決して簡単にその影響を看過することはできないと思つております。しかも、中小企業は一本にまとまりがたいだけに、一たん統制に乗り出した以上は、さらに統制の強化が必要となり、たとえば員外者に対する罰則の強化とか、協定違反者の監査員に、あたかも戦時中の統制警察的な強権を付与するとか、あるいは団体交渉の応諾義務に罰則を設けるとか、政府の当初の意図いかんにかかわらず、統制の強化を招くことはむしろこれは必然であります。この点はそうでないとおしやるには違ひありませんが、そういうことを幾たびも聞くことはやばでありますから、この程度にいたしますが、前の質問と連関いたしました、衆議院において修正された新規営業の規制についてこの機会にお伺ひしたいのであります。すなわち、員外者規制命令の発動に限つて、新規営業を規制しようという考へ方は、中小企業安定法においては、現に法文化されていたものであります。が、これが営業自由の原則に反する疑いがあるとして削除されたものであるというところは、衆議院において中小企業庁長官が答弁されておるところであります。そこで、法制局において、なるかどうかわかりませんが、法制局におられたら伺ひたいのであります。が、憲法との関係から見て、この修正は違憲のおそれはないかどうかという点であります。また、公取委員会の方がおいでかどうか知りませんが、おら

れたら伺いたいのではありませんが、独禁法の公正取引の確保の原則に反するおそれはないかどうかということであり

ます。

○政府委員(横田正俊君) 設備の制限命令は、たゞいまお話がございましたように、政府の規制命令が出ました場合に、必要に応じて行われるわけでございます。問題は政府の規制命令とは同様に立つておられると思

います。もちろん、規制命令はその前提

といたしまして調整規程があるわけ

でございますが、その事柄の性質は大体

似たものと思ひますので、従ひまして

政府の規制命令そのものが憲法違反、

あるいは独占禁止法の精神から見てど

うであるかということに帰すると思ひ

のでございますが、すでに中小企業安

定法にもございますように、あそこ

にいろいろ規定してございますよう

な要件が備わりました場合に、必要やむ

を得ない限度において、この制限を行

いますことは、必ずしも憲法違反とも

言えませんし、また、独占禁止法の面

から申しましても、その運用いかん

によりましては、問題はござい

ます。しかし、規制をすることそれ自体

は、必ずしも独占禁止法の精神に全

くは、いれないというふうには申し上げ

られないと考へるのでござい

ます。

○加藤正人君 必要やむを得ないもの

なら差しつかえないが、必要やむを得

ないものでないものは差しつかえがあ

るということでございますか。

○政府委員(横田正俊君) さようでござ

います。

○加藤正人君 しからば、必要やむを得

得ないものというのはどういふも

のですか。(「簡単な日本語で言え」と呼ぶ者あり)

○政府委員(横田正俊君) それはた

だいま私こまかく条文の文句を覚えてお

りませんが、要するに、その制限をし

なければその業界全体に非常に困った

ことになり、それがひいて日本の経済

に非常なマイナスになる、こういうよ

うな場合であらうと考へます。

○加藤正人君 どうもこういつたよう

な、心配すれば切りのないことがまだ

たくさんあるのです、この法律の中

に、私は、区切りのようになっており

ますので、ほかの委員の御質問もあり

ましようししますから、それが終り

したら、私はその次を承わります。

せつかく政府が御親切に一日会期を御

延長下さつたのですから、十分時間の

あります限り質問をいたしたいと思

います。一応これで……。

○島清君 ただいま、大臣と中小企業

庁長官の話を承わっておりますと、中

小企業者に安定を与えるのは、組織

力が必要である、従つてその組織化に

よつて中小企業の安定化をはかつて

いく、こういう御説明でござい

ます。が、どうも私たちは大臣からその説明

を承わつておりますと、率直に

申し上げまして、大臣の所屬されま

する政党の何か演説会でも拝聴してお

るような気がするものであります。それは

すべての、働く職場を持つ諸君を組織

化したしまして、そしてそのそれぞ

れの生活の安定と確保と向上を目ざす

ということとは、これはたゞいまの段階

的な立場における政治的な感覚からい

たしますならば、社会主義的な感覚

でなければ、ちよつと聞き取りにくい

政治の客観的情勢下にあるのであり

す。たとえば電力の会社を、九電力会

社に分割いたしましたのも、これはま

さしく、中小企業を組織化して安定化

していくというふうな観念とは、全く

の逆の観念に立つてのことであり

ます。そういったするならば、他の企

業といふものは、自由競争の立場にお

いてやらせる、中小企業だけは特別に

これは組織化をいたしまして、そして

てこの組織力によつて安定化をはか

っていく、他の産業、企業に対しては

は、これは自由競争、弱肉強食とい

ふのだ、自由競争でいくのだ、さらにそ

れ以外の中小企業に対しては、ま

あ社会党の政策を拝借いたしました

が、そこでは私には思ひますのであり

ますが、そこで私は思想的に、観念的

に、一体どういつたような思想的立場

に立つて、この大企業に対する大臣の

立つておられます、いな、今の内閣

で持つておられます考え方の指導の

方向と、さらにこの中小企業に對し

する組織化の指導の方法とが、これが

果して一致するものであるかどうか、

こころの点がちよつと理解しかねてお

りますので、御説明をわずらわした

いと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 私どもは

自由経済政策を基盤として経済政策に

當つておるものでござい

ますが、産業界はすべて自由で公正な競争によつて、

そしてお互いが伸びていく、こうさ

せる政策でござい

ますが、ただその場

合、大企業と中小企業では、もう自由

競争をさせておつた、条件的にこれ

は大企業が勝つて、中小企業は圧迫さ

れてしまつて、これは当然でござい

して経済の独占をはかることのないよ

うにという意味から、独占禁止法とい

ふようなものをもつて、そういう公正

な競争を妨げるようなことに対する防

止の措置をとる、同時に中小企業に對

しましては、自分の中小企業の競争力

から見て、弱い部分を強化する政策を

半面とらざるを得ないと思ひます。

で、その方法としては個々の中小企業

が経済行為をするよりも、共同して経

済行為をする方が、中小企業の公正な競

争力が出てくるというふうなところか

ら、協同組合を作らせるといふよう

な一連の中小企業の組織化を促進させ

るということ、半面をいう共同経済

事業をさせても、なおかつ中小企業は

さつき加藤さんからも言われましたよ

うな過当競争の宿命を持つておる業界

でござい

ますので、この過当競争をそ

のまにしておいたら、お互いが共倒

れになってしまうというのが現実に見

られる実態でござい

ますので、この過

当競争から中小企業を救つて経営の安

定をはからせるといふためには、中小

企業みずからが結束して、そして自

分の力で自分を防衛していくというた

めの団結を許さなければならぬとい

うと考へております。そういう意味か

ら、今度の団結法ができたわけござ

いまして、この中小企業の組織を促進

させるということと別に、社会主義経

済というふうなものとは別でござい

まして、公正な自由競争によつて産業を

発展させるという政策から見ても当然

こつちの中小企業の組織化といふこと

はやらすべきであるといふふうに私

どもは考へております。

承わりたいと思ひますことは、いや

しくも立法をいたしましてこれにこ

しを付けていくといふからには、こ

れが法律の目的を十分に達成するよ

うに法の運営をはからなければなら

ない、こつちのこつちから出発をいた

しておるわけであり

ます。そこで、大臣の

所屬されま

するところの政党の政策は

大企業に對してまあたかひ庇護を

与えておられる。そこで中小企業の諸

君は、その圧迫から特にまた過度の競

争からも不安定の状態に置かれてお

るのであるから、これを強化しなければ

ならぬと、ただこれに對しては強化し

なければならぬと、そつちをいた

ますと、国民の側からいたしますとい

ふと、この中小企業の諸君を組織化

いたしまして強大なところの力を与

え、今加藤委員が指摘をされました

ように、統制的なものにしてすべてが強

いものがあると、国民だけは、消費者

階級だけはその強いものの谷間の方に

置かれて、そして一番困るのではない

かと、こつちのこつちの心配もあるよ

うであります。私は私の所屬いたしま

すところの政党の考えからいたしま

すと、大企業に對しては中小企業

に對しては、はたまた、それ以外

の消費者にいたしまして、ちゃんと

社会主義的な政策をそれぞれ用意を

しておるのでありますから、国民の側

にそつちのこつちの不安を与えること

はござい

ません。だがしかしながら、

大臣の所屬をされま

するところの政党の政策

からは、これは強いものを弱めるよ

うな政策はお出しにならない。私たちが

で提案されたものと了解し、私も
そう考えておるのであります。そこ
で、こういうふうな立場から立ちま
し、今日の中小企業の過度の競争から
くる正常なる競争を越えて、その結果
として不況を招来しておる業界につ
きまして一つの商工組合を作らして、そ
こに調整作業を行わしめるという機能
を認めようというのが、今回の中小企
業団体の大きなねらいであります。

自主的調整の基本の問題といたしま
して、日本の中小企業の実態から考え
ますと、これも少くは少数の員外者が
あり、これが自主統制を乱すという事
実を見逃すわけに参りませんので、中
小企業団体の法におきましてはいわゆる
五十五条の加入の強制命令、五十六
条並びに五十七条におけるいわゆる員外
規制の命令等をもって自主統制の完遂
をはかりたいと思つております。

で、こういう案に對しては、社会党
から御提出になりました中小企業組織
法案におきましては、考え方の基礎に
おきまして大体同一方向をとつておら
れますが、不況の状態を克服するた
めの措置として、いわゆる団体法にお
ける五十五条ないし五十六条、五十七
条のような措置を用いずに、いわゆる
団体交渉並びにこれに伴います裁定
権を中心としてこの問題を解決しよう
という方向に相なつておりました。而
案の最も大きく食い違つておる一つの
ところだと考えるのであります。

で、こういうふうな同じ行く手を考
えながらも方法において若干の相違が
あり、また考え方においてももちろん
若干の相違があるのでありますが、現
実の中小企業の実態はともかく先ほど
申し上げましたような状況にあります

ので、行く手は中小企業の安定、振興
という同じ目標でありますので、両党
が質疑を委員会でもやりましたと、何
らかの形においてこの目的に達する話
し合いをしよう、こういうお話し合い
になりました。ただいま皆様方おつ
しやける通りの両党共同修正案になつた
わけでございます。

共同修正案の内容はこの前も御説明
申し上げましたように、政府案におい
て字句の不十分なるもの、言葉の足ら
ないものに対する修正が相当ございま
するが、さらに、そのほかに実体的に
はいわゆる商工組合につきましては五
十五条に對する一部の修正等々を行
つて、おそろくは両党とも十分なる
満足というわけには参らないのであ
ります。今申し上げました目的が、
同じ中小企業の安定、振興という目標
のために、今日の組織を許可する必
要があるという趣旨で、完全に意見の
一致を見て修正案を提出した次第
であります。

○衆議院議員(春日一幸君) 社会党の
立場についてお答えをいたします。戦
後長年にわたります保守政権の政策
は、財政、金融、特に税制各般にわた
りまして、大企業、大資本一辺倒で
ございまして、かくて大企業の側に対
しては神武景氣をもたらし、中小企業
は日とともにその窮乏を加えるばかり
であります。ここに戦後十周年にわた
ります政治活動によりまして、労働問
題についても大幅のものについては、
あるものは解決がされましたし、解
決されないものといえども、解決の方
へのめどは立てられておると思つて
あります。同時にまた、農村関係の諸
問題にいたしましても同様、根幹にな

ります問題は、あるものは解決され、
いまだ解決されざるものといえども、
解決への方向の見込みが立つておる。
このような政治経済の背景の中にお
きまして、ひとり中小企業問題だけは
一つ根本的な解決がされてない。か
くて全国の中小企業者が、窮乏の中
から、何とか中小企業が安定し、かつ
振興することのための施策を講じて
くれという要望がはるはる高まつて
参りました。

私もこの世論を受けて立ちまし
て、昨年の参議院選挙末、次期国会
すなわち今二十六国会を目途といたし
まして、中小企業の振興をはかりま
すために、すなわち中小企業の振興に
関する総合政策を立案するの必要を
党の機関で認めたわけでありませう。
かくて党内に中小企業政策特別委員
会を設けまして、水谷長三郎氏を委員長
といたしまして、衆参両院から政策委員
數十名が参加いたしまして、自來数
月にわたりました。この間、学者、法
律家、経済人、その他学識経験者、業
界の諸君、衆知を網羅いたしまして、
この間その基本政策の立案に携わつて
参つたのであります。そこで、私たち
が研究の結果到達いたしました結論
は、今日のこの中小企業窮乏の原因
を、次のごとくに分析をいたしました
。その一つは、大企業の側から来た
る圧迫、その一つは、中小企業の弱
さ、その一つは、中小企業の弱さ
ものにもたらす特性が、いつしか過
競争にみづからを陥れて、そのこと
によって出血営業等が行われて、それ
が今日の中小企業窮乏の一大要因を
なしておる。

かくのごとき理解に立ちまして、そ
こでまず最初には、大企業の側から参
りますところの中小企業への圧迫を排
除するためにはどうしたらいいかとい
うのを考えたのであります。それは
ただいまの段階において衆議院に提出
をいたして参ります中小企業の産業分
野の確保に関する法律、この法律に
よつて産業分野の区画整理を行なつて
はいかがであるかと考えたわけであ
ります。と申しますのは、本日一例を申
し上げますならば、特に繊維産業な
んかにおいてその傾向が非常にひど
いのでございまして、たとえば東洋紡、
大和紡、あるいは倉敷紡、こういうよ
うな大企業たちは、みづからが外国
から綿花を輸入し、それによつて糸を
作り、糸を作つたもので生地を織り、
今までは大企業の大体の産業分野は
その限度にとどめられておつたのであ
りますが、その大企業は大きな資本力
を持つておられますので、生産をすれば
何でもできる。しかしながら、過剰生
産に至れば滞貨の原因となり、滞貨は
価格暴落の原因となりますので、これ
らの大企業たちはみづからの基本政策
をばある限界にとどめて、しかしなが
ら、余剰経済力がありますから、その
力をもつて二重加工、三重加工、すな
わち従来中小企業の産業分野を著しく
蚕食をいたしておるのでございます。
かくて、そういうような縫製加工に
よつて、なりわいを立てておりました
中小企業が、統々とその面において重
圧を加えられ、それがこの面から逐次
み出されて、これが失業者になつて
おるわけがあります。今日わが国の労働
条件にいかがあるか、これは島さんも御
承知の通りであります。すなわち、
現在潜在失業者が四百五十万ともい

い、六百万ともいい、登録失業者は五
十万とも六十万ともいわれておるの
であります。が、こういうふうな
労働条件がはなだしく悪い状況下に
おきまして、さらに今後こういうよう
な大資本、大企業によるところの、こ
の中小企業の産業分野への進出を奔放
無拘束に許しておくとおることになり
ますならば、これはこのような失業
をいよいよ増大せしめることに相なる
のであります。今日わが国の政治力、
経済力をもつていたしまして、これら
の失業者にことごとく職を与えるとい
うことができないならば、これはまた
これでおかしく参ります。これはまた
も、御承知の通り、現在の経済力もな
くして、そういう失業者に職を与える
の措置を政府としては講じがたい実情
にあるのであります。従いまして、こ
ういふ状況下におきまして、大企業の
進出をこのまま許しておくとおること
になるならば、これはやがては、すな
わちこれは大きな労働問題である、中
小企業の問題ではなくして労働問題に
なり、この労働問題はやがて大きな社
会問題になり、この社会問題は、さら
に高度の政治不安を高めて参ると思
うのであります。こういう高い角度から
考えますと、もとより憲法には職業
選択の自由原則あり、独禁法の憲章が
あります。すなわち、しかしながら、
国家経済の立場において、あるいは
たさらに、この公共の福祉の名にお
いて、個人の基本的権利はある程度
の制限を受けるもやむを得ずといつた
として、私どもは今日法律によつて中
小企業の産業を、これを法定いたしま
して、今後においてははは大企業がそ
ういふ分野を侵すことのないように、すな

わちこれは大きな労働問題である、中
小企業の問題ではなくして労働問題に
なり、この労働問題はやがて大きな社
会問題になり、この社会問題は、さら
に高度の政治不安を高めて参ると思
うのであります。こういう高い角度から
考えますと、もとより憲法には職業
選択の自由原則あり、独禁法の憲章が
あります。すなわち、しかしながら、
国家経済の立場において、あるいは
たさらに、この公共の福祉の名にお
いて、個人の基本的権利はある程度
の制限を受けるもやむを得ずといつた
として、私どもは今日法律によつて中
小企業の産業を、これを法定いたしま
して、今後においてははは大企業がそ
ういふ分野を侵すことのないように、すな

わち全国民がわが国の産業分野に、あらゆる場面に於いて参画でき得るよう、な、そりう経済秩序を確立する必要がある、かくのごとくに考えまして、あの産業分野の確保に關する法律を今国会に上程いたしておるのでござい

す。

他の一つが、この中小企業者の弱者の習性がいつしか過当競争に陥つておるので、これは一つ事前に、すなわち予防的に、教育的にこれを不況に陥らざるように措置を講ずべきである、こういうことからあの組織法を作ったわけでございす。現在の政府案は、これは言うならば安定法とはほとんど同義曲でございまして、すなわち不況に陥ったときに、そのときに共同行為によつて不況を克服せんとするものでございまして、それはすでに現在ありまする安定法と何ら異なるものではないでございせん。その本質においても、機能においてもこれは大同小異でございす。しかしながら、私どものあの組織法の中におきましては、これは病氣になつてから治療を受けるというのではなくして、病氣にならざる前に、すなわち事前的に、予防的に常時健全なる経営を通じて不況に陥らないように措置をとるといふことであつたのであります。ところが、こういう意味において、あの組織法というものはあのような構成がなされておつたのでございす。で、他の一つは、ただいま松澤さんから御指摘のありました商業調整法であります。これは、私どもは今まで小売屋さんが現実に国の政策のらち外に置かれておつた、小売屋さんは何ら保護されない。こういう非難にこたへまして、小売屋さんがやればやつて

いける体制の確立、小売屋さんがやろうとしても妨害になる面の排除、こういう意味であの商業調整法を作つたわけでございます。法の中には、小売屋さんと百貨店との関係、小売屋さんと市場との関係、小売屋さんと卸屋さんとの関係、こういうような関係を調整することのための立法があそこに行われておつたわけでございす。

この三つの柱を、一つの方面にいたします中小企業政策の三つの大きな柱といたしまして、そりうして、これに付随するところの多くの経済立法を、今次国会に上程いたしておるのであります。すなわち、銀行法の改正がありす。今日わが国の銀行は、大企業と結託をいたしまして、ほとんど金融無頼とせんと、大銀行はその系列関係の大資本にほとんどむちやくちに金を貸し込んでおるのでございす。アメリカの連邦準備法におきまして、銀行は自己資本の二割をこえて同一企業体に貸してはならぬと定めてありますけれども、現実には二〇％、三〇％という貸し込みが幾多行われておる。こういうような資本主義的な傾向を排除いたしますためには、アメリカの銀行法の例にならつて、自己資本の二割をこえて同一企業に貸し込んでおることを禁ずる、そりう銀行法改正法律案を今次国会に上程いたしておることも御承知の通りであります。

それから、私どもは、外資法の改正案を出しております。これは、アメリカ資本がほとんど日本に、敵前上陸ではありませんが上陸しておりまして、たとえば、シンガー・ミンシンのそれ、あるいはジョン・マンビ

ルのそれ、幾多の資本が入つて民族資本が脅かされておるのでございす。従ひまして、これによりまして、私どもは、外資の導入についても、ある程度の限界を設けてはならぬ。すなわち、わが国の中小企業を脅かすようなおそれのある外資の導入は、これを禁止することができると、こりう外資法の改正法律案を出しております。

それから、官公需の確保に關する法律案というのであります。これは、これなにかも、現在、国あるいは公共団体の発注が大企業、大資本にのみ偏向いたしまして、中小企業には及んでおりません。これは、まことに不公平であります。この三つの基本法、すなわち、中小企業の産業分野の確保に關する法律、商業調整法と、中小企業組織法、この三つを親法律といたしまして、あとは、銀行法改正法律案、それから外資法の改正法律案、百貨店法、商工會議所法改正案、それから各種の税法改正案、その他合計十九の法律案を出しております。さらに、各委員会において行政措置として措置を願つて、中小企業の振興のために役立ちまする施策をいたしまして、四十五の行政措置を政府に向つて要望いたしておるのでございす。

○岡三郎君 いや、詳細にゆつくりやつて下さい。（「簡単に」と呼ぶ者あり）簡単に何でもいいますが、とにかく今のじゃ、わからないんですが、（笑）今の調子はわかるんですが、（笑）割合に専門的になつておるんで、われわれも勉強するわけだ。質問者もそりうだと思ふんです。だから、その点で、簡潔にいうことが、これはまあ質問する人がそこにおるんですから、

質問する方から詳細にと言つてはいいから、私がとかく言う筋はないが、それで、それから、もう少し調子をスロウにやつてもらつて、明確に聞かせよう。（笑）

○衆議院議員（春日一幸君） それでは詳細と簡潔の中間で参りましよう。（笑）

○岡三郎君 いや、詳細でもいいです。申し上げましたように、わが党におきましては、今次第二十六国会におきまして、この三つの基本法、すなわち、中小企業の産業分野の確保に關する法律、商業調整法と、中小企業組織法、この三つを親法律といたしまして、あとは、銀行法改正法律案、それから外資法の改正法律案、百貨店法、商工會議所法改正案、それから各種の税法改正案、その他合計十九の法律案を出しております。さらに、各委員会において行政措置として措置を願つて、中小企業の振興のために役立ちまする施策をいたしまして、四十五の行政措置を政府に向つて要望いたしておるのでございす。

で、こりう中小企業の総合政策を講じますれば、本日、大企業の圧迫により、あるいは業者自らの過当競争によつて不況に陥つておる中小企業、これは、腹が減つたときにめし食へばすぐ腹がふくれるというより、わけには参りませんけれども、これは、漸を追うて、とにかく本日の不況が克服できるという大確信の上に立つて、政府に対してその行政措置を迫つておるわけでありす。

そこで、問題となつておりますこの組織法であります。ただいま申し上げましたように、政府案は、病氣になつてからお医者さんの治療を受ける、すなわち、不況事態が現実に存在をしたときのみ、この共同組織を持てるというのであります。わが党案の基調は、そりうではなく、病氣にならないように、病氣になつてからではすのでおそい。病氣にならないうちに病氣になることのないように、すなわち、予防的に、事前的に措置を講じていくという、そりうペースに立つておきます。従ひまして、よつて立つペースが相異なつております。ものが、こで意見を調整いたしまして、共同修正案を作るといふことにつきては、これはもとより幾多の困難なる段階があつたのでございす。しかしながら、その最終の目的は、中小企業の安定とその振興、ここにありすので、いわば小異を捨てて大同につく、というほど割り切つたものではありせんけれども、（笑）とにかく必要を認めまして、そりうして、御審議を願つておるやうな共同修正案を作成するにまつたわけでございす。しかしながら、ただいま申し上げましたように、保守党の感覚と私どもの感覚とは、ヨシツネとモロウズネくらいは違つておるやうから、（笑）意見をいれて、この間におきましては、意見を入れただけ、面もあつた。しかしながら、この問題につきましては、保守党の方におきまして、わが党の主張をいふん入れてくれまして、そりうしてこれならばわが党

の政策の根幹をゆがめるものではない
という、こういう理解に達しましたの
で、この案をもって今次国会における
私どもの願ひは十分の一も何分の一に
も満たないものではありまするけれど
も、ないよりはましである。のみならず、
本日中小企業者が非常に困難な状
態にある。大企業は神武景況であり、
中小企業の不渡りは、わが国におきま
す手形交換所の制度が始まって以来
の最悪のレコードであると言われてお
る。こういうような中小企業の出血を
目の前に見ておりましたは、私どもは
この法律案には満足ではありませんけ
れども、言うならば、大岡成基における
実母の悲しみを心に込めてこれに對し
て私どもは一応これで一つ通していた
だこうと、こういうことで、私どもは
これに對して了解を与えて参つたわけ
でございます。御了承を願います。

○相馬助治君 関連して。ただいま小
笠理事と春日理事からきわめて自信に
満ちた御答弁を承わつたのですが、こ
の答弁を政府自身もお聞きになったと
思ふのです。ここで、私どもは政府の
見解を承わつておきたいと思ひますの
は、小笠理事の答弁の中に、政府案の字
句の不十分にしましてしかも不明瞭なる点
を直したと、こういうふうに書いてあ
るのです。これは、しかし、精勵格勤
をもつて鳴る川上中小企業庁長官が魂
を込めて書き上げた法案だと聞かされ
ておりますから、おそらくこれは見解
の相違であるが政府は抗弁したい点も
あるのではないかと従つて、私は、この
際この両理事の御発言に関連し、特に
小笠理事の発言に関連して、政府が今
のことに対してはどのように考えられ
るか。しかも、この法律案を出した政

府の勇氣に對しては、もともと私は敬
意を表しておるのです。中小企業が何
らかの形で立法措置をしなければなら
ないというところは、これはひとしく認
めるところなのです。ただ、私ども
は、内容的に賛成したいものがある
ていろいろ質疑を重ねておるのであり
ますが、ここで政府の見解を承わ
りたいのは、衆議院によつてかくのご
とく大修正を行われたこの法案が、か
るに本日のこの委員会において成立し
た場合に、水田大臣としてはこの法に
よつて実施していつて中小企業を救
得するという自信ありやいなや。第二に
は、本委員会において不幸にして不成
立に終つたとする場合に、この法案は
衆議院の議員によるところの修正案で
あるから、われわれはあまり興味なし
としてこれを見捨てられるのか。それ
とも、これがかりに継続審議等に付せ
られた場合には、本法を中心として政府
が自主的に次の機会において法成立の
ために積極的な意見を示すのか。いわ
ば、そういう政治的な本法に對する
わゆる衆議院回付修正案に對する基本
的な水田大臣の見解を、この際参考の
ために、島委員の質問に對して答えら
れた両氏の答弁に関連して、水田大臣
の心境並びに決意を念のために承わ
ておきたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 私は、こ
の法案が通過することによつて、中小
企業の安定に寄与するところが非常に
多いだらうと確信しております。それ
から政府案が衆議院におきまして両党
によつて修正されましたが、しかし、
さきほどから両党の代表から言われま
したように、政府も両党も中小企業の
安定のためにねらつておる目的は同じ

でございますので、この目的が達成さ
れるようにということを中心にして修正
されましたものでございますからして、
本質的にこの法案が變つたというもの
ではございません。たとえば強制加入
というところは、私どもは調整事業をほ
んとするに最後の効果あらしめるとい
うためには、これは必要だと考へて強
制加入の問題も取り上げておつたので
ございまして、問題は、あらゆる団体
について加入、脱退は自由だといふ原
則に對して、これがいいか悪いかとい
ふことが、社会党の最も関心を持つて
おつたことでございまして、非常に私
どもはこの点で論争いたしました。が、
この点は社会党の関心を私どもも取り
上げまして、どうしても自分はいかに
う理由だから加入できないのだとい
う者については、理由があれば加入しな
くてもいいということ、この原則
を、やはり脱退、加入の原則というも
のは、この法案でも一応貫くという立
場でお互いに両党が話し合つたもので
ございまして、この点についても政府
は別に異論ございません。

要するに政府が最初作つた趣旨は、
この修正案によつてつらばに果される
と私どもは思つておりますので、これ
はぜひこの法案は中小企業の現状から
見て、この参議院において通過さして
いただきたいと希望いたします。

○相馬助治君 不成立の場合は……、
継続審議にでもなつた場合、(「仮定
の事実だ」と呼ぶ者あり)いや、仮定
の事実を論ずるのが政治の大切なと
ころなんです。今後積極的にやるのかど
うか。

○國務大臣(水田三喜男君) かりに不
成立の場合と申しますと、先ほどから

申しましたように、税制の問題とか、
あるいは金融の問題とか、そのほか政
府が行政措置でできる問題は、中小企
業のためにあらゆる努力をいたすつも
りでございまして、ただ、中小企業が
困つておる過当競争の状態を、みずか
らの手でこれを解決しようという方法
が法的に確保されないといふことにな
りますので、政府がいかに努力しても、
そういう点では非常に中小企業対策の
効果が薄らぐといふことだけは争えな
いと思ひます。

○相馬助治君 いや、私が聞いておる
のは、不成立になつたら結果がどうな
るかといふことよりも、不成立などと
いう場合には、これは議会において修
正された案だからというよりなことで
突つたねるのか、それとも趣旨が同じ
であるから、今後この線に沿つてあら
ゆる機会に、成立のために自主的な積
極的な努力をする意思があるのかない
のかと、こういうことを聞いておる。

○國務大臣(水田三喜男君) 政府はあ
くまでもこの種の法案の通過に努力し
たいと思ひます。

○小西英雄君 関連して、中小企業団
体法案なるものがいかに重要法案であ
るかといふことは言を待たないものであ
りまして、政府においてもこの重要法
案の出し方の非常におそかつたといふ
ことについては、われわれ与党の委員
としても認めざるを得ませんが、この
団体法案がわが国の二大政党たる日本
社会党、自由民主党の一致して出して
きた法案でありまして、ただいま小笠
理事、春日委員等の熱烈なる、誠意あ
るいろいろな経過を承わつて、われわ
れこの中小企業を思ふ一員として非常

に感激いたしましたのであります。春日委
員はいろいろ誠意ある自分たちの案
と、自由党の案とは相当な差異があつ
たが、中小企業を思ふとき、この法には
多少の欠陥がありといふとき、この中
小企業者のあえておる苦難の道を考
へるとき熱視し得ずして、そうしての
んできた。そうしてわれわれもその立
場において、自由民主党の一人とし
て、また参議院の一人として本法律案
をもう少し慎重に審議したいといふ考
えを持つておりましたが、本日ここで
日本の両政党が一致して出してきた法
案を、数千円に上る中小企業者を救う
ために百歩譲つて、われわれここに委
員大ぜい並んでおりますが、本日春日
委員のその熱意にこたえて、わが与党
の議員は、本日ここにもう数時間しか
ございませぬが、ほんとうに皆様方が
多少の欠陥を認めつつも通してやろう
という熱意があるならば、私たちはあ
えて本日この本法案を、あるいは継続
審議とか流れるといふことになれば、
また日の目を見るのがいろいろ長くな
るので、その点について春日委員の心
境は、社会党を代表していろいろな発
言を行われておるので、その心境をお
尋ねしたいのであります。

○衆議院議員(春日一幸君) 私は衆議
院議員でございまして、わが国会は両
院によつて構成されておるわけであり
ます。他院のことにつきましては、や
はり参議院の御判断によつてしかるべ
き決定がなされるものと期待をいたし
ておりますが、それ以上立ち越えた意
見を申し述べることは慎みましてい
ただきたいと思ひます。

○小西英雄君 本日一日延ばしたこ
とは、両党相議のもとに延ばして、この

法案が審議に入っていないので、この重要法案を一日延ばすことによつて、何とかしたいという両院の熱望もありましたので、われわれは参議院の一員としてこの法案について相当深い審議をしたいという考えを持つておるが、すでにこの法案が昨年以來わが政調会においても、おろちの社会党の党内においても、相当慎重な考慮を払われおられますので、われわれは何とかこの法案を中小企業二千万を救うためにも本日ぜひとも成立をさせていたいただきたいということを念願いたすものであります。どうぞ春日委員は衆議院社会党を代表して一つ納得していただいで、そうして……(笑)お願いしたいと思ひます。(相馬助治君、それはおかしいよ、あとの方はちよつとおかしいよと述ぶ)

○島清君 どうも私の意見から、ちよつと小西議員が脱線味で大へん遺憾でございますが、私が今この共同修正案のそれぞれの責任者にその全体的なことをお聞きいたしましたことは、私たちがこの法案を審議するに当りましてのこの心がまえといひますか、そういうものを深く知りたいためでありました。そこで、私もそうでありましたが、両提案者並びに政府の説明によりまして、われわれはこの法案を審議するに当りての心がまえができたと思ふのであります。

そこで私はここで、時間がございませんでただあと一点だけ、ただいま御質問申し上げました全体的な質問に対するさらに発展的な質問といひましてお聞きしたいことは、何よりも私たちがこの法案が国会に提案されてから、賛成をされる方、あるいは

反対をされる方々からの強力なる請願、陳情を受けるわけでありました。これが全国的なそれぞれの関係者の方々から、私たちがあるいは反対、あるいは賛成の請願、陳情を受けるわけでありました。一番反対者の強力な発言は、何といひましたもこの員外者に対する強制力という問題にあるようでありました。そこで、最も自由主義的であり、最も他に強制的なことを好まないと思はれております小笠さんが所屬されます政府与党の方が、この員外者に対するところの強制力を、その原案に非常に固執をされました。

さらにまた、社会党の方は憲法の自由の原則に従ひまして、加入、脱退というものは自由にした方がよろしいと、そこで、今春日議員がこれは予防的な法案である、措置であるといふことかいらしたとしても、やはりこれは教育的な内容を持つべきものであつたといふように考えられるのであります。今それぞれの党の代表者の方々がそれぞれの互譲の精神を持つておられながら、あるいは片一方においては中小企業のことを考えられながら、また他面においては消費者階級のことを考えられたといふことから考えます場合、それだけの互譲の精神がございするならば、非常に反対者の方から強力にその陳情を受けますところの世論に對しては耳を傾けられて、憲法に規定いたしますところの加入、脱退の自由といふようなものが、もつとすつきりした形において妥結ができなような気がするのでありますけれども、ここいらの方は、この経過のことについて、なぜこういつたような国民も希望するような側の加入、脱退とい

うことが、こういつたような官僚制と誤解されるような強制力を持たし、これだけの互譲の精神を持つて、なおかつここに妥結の点に至らなかつたという点について経過を御説明いただきたいと思ひます。

○衆議院議員(小笠公昭君) 簡単に回答いたします。中小企業団体法案、中小企業組織法案、この二法案を中心としたしまして、各方面からのいろいろの御意見が寄せられたのであります。特に衆議院における審議の過程におきましては、衆議院の院内において、また大阪及び名古屋におきまして関係者の御意見も拝聴いたしました。それらの結果につきまして、簡単に申し上げます、現に中小企業の業に携わつておる人を中心とする方々からは、今度の中小企業団体法の一つの大きな柱は加入の命令にあるので、加入の命令はぜひ置いてもらいたいという話が出ております。一方これに對しまして、いろいろな文書を他のお話しによります中に、加入の命令は困ると、特に御指摘のように、お話しの中にありましたように憲法におききます結社加入の自由の拘束にならないが、こゝろよりな疑義も提出されておるのであります。また、現在の民主主義におききます組合制度は、加入、脱退の自由を原則とするものである。従ひまして独禁法の趣旨から見まして、場

合によつて一定の条件のもとに加入を強制することは独禁法の趣旨と相反しやせぬか、こゝろよりないろいろの御意見がございしました。多数の御意見の中で、この問題についていづれが多く反対があり、いづれがどうであるといふことはつきりわかりかねま

すが、大体そういうような両面の御意見が強く主張されておりました。この点につきましては、私も審議の過程、特に社会党の代表の方々の話し合いの過程におきまして、社会党の代表者からは強くこの問題の修正のお話がございしました。で、私はこの問題につきましては、日本の中小企業の実態、これまでのいわゆる組合制度の由来等々を考慮して、現実の状態から見て加入の命令を一定の条件のもとに置くことが必要であるといふ考え方で、私も自民党といひましてはお話をしたのであります。率直に申し上げます、この問題が問題の最初から最後まで議論を尽くしたところでございます。

先ほど春日議員からお話がありましたように、組織法案におきましての考え方は予防的あるいは教育的な面がございしますが、御承知の通り社会党から御提出になつております組織法案は中小企業等協同組合の方であります。各種組合を包摂し、さらに新しく中小企業労働事業協同組合及び大災共済協同組合を内容としたしてゐるものであります。この予防的な処置の面におきましては、先般御説明申し上げましたように両院話し合いの結果、中小企業等協同組合法の一部改正に關する法律案として盛り込んだのであります。従ひましていわゆる一時的な不況の克服要件として、これの調整事業につきましては両案とも大体同じであります。これを解決するのに、先ほど申し上げましたように政府案におきましては、いわゆる必要に応じまして加入の命令と員外者の規制の強制命令を出し得るような措置をいたしております。

が、社会党の中小企業組織法案におきましては、団体交渉権を強化し、その結果につきまして仲裁裁定によつて当事者を拘束すること、こゝろよりな行き方、富士山に上る場合に、甲斐口から行くか、あるいは静岡口から登るかといふふうな相違がございしますが、今申し上げましたように、島委員のお尋ねの中心であります加入の強制問題については、今申し上げましたように最初から最後までいろいろ御議論がございしましたが、最終的に現修正案のようなどころで話をまとめたのであります。

○衆議院議員(春日一幸君) お答え申し上げます。島さん御承知の通り、わが国の経済憲章といはれておりますこの独占禁止法の第二十四条の三の四の四には不況カルテル、それから合理化カルテル、これを容認する場合の絶対不可欠の要件といひまして加入、脱退、これの自由の原則は断固としてこれを守らなければならぬと、これがこの経済憲章の中に厳として規定したてあるわけでありました。そこで、私たちはこの条項を最も高く尊重いたしました。たとへばこの経済憲章の、加入、脱退の自由の原則を確保することなくしては、こゝろよりな不況克服のためとはいへ、一切の経済上の共同行為を許すべからずと、こゝろよりなことに相なつてゐるのでございまして、あたかもこのことをもしも強制加入といふような形で法律によつて、不当に国民の身分を變更せしめるような法的措置を講ずるといふことは、これはまことに重大なこととわが党は考えたわけがございします。たとへば憲法におきましていろいろ基本的な人権、その他基

礎が、社会党の中小企業組織法案におきましては、団体交渉権を強化し、その結果につきまして仲裁裁定によつて当事者を拘束すること、こゝろよりな行き方、富士山に上る場合に、甲斐口から行くか、あるいは静岡口から登るかといふふうな相違がございしますが、今申し上げましたように、島委員のお尋ねの中心であります加入の強制問題については、今申し上げましたように最初から最後までいろいろ御議論がございしましたが、最終的に現修正案のようなどころで話をまとめたのであります。

本条項の取りきめがありまするけれども、その事のよしあしは、これは別個の問題といたしまして、たとえば労働者に対しては団結の自由、その行動の自由がある。従つて労働組合を結成し、ストライキをやることは憲法で保障されているのであります。が、さりとはいへ、労働組合に加盟することも、脱退することも自由であります。さらには憲法で保障されておりまするその争議を行う権利といへども、その法律が悪いといふことはわが党がすでに指摘をいたしていることでもあります。が、一つの前提として申し上げるならば、今日電力あるいは石炭関係においてはスト規制法もできています。なわけでありませう。こういうような憲法の基本的な取りきめに相反するような他の単独立法が行われている事例はありとはいへ、しかし天皇制を否認するとか、あるいは憲法の基本条項である議会制度を否認するとか、あるいは私有財産権を否認するとか、こういうような憲法の精神、生命をこわしてしまふような他の単独立法は許されるはずはなく、また現に許されていないのであります。一つもないのであります。現在まで、この独占禁止法におきまして第二十四条の三の四の四項、すなわち加入脱退の自由の原則を確保することなくしてはカルテル行為は許されることがなく、将来許されるということもない。こういう場合に公取の委員長は、公取の見解は、その政府部内における討議の過程においても、あるいは衆議院におけるところの私のものの審議の過程においても、責任をもって述べられておるのであります。私たちがこの議会は、たとえ本日経済現象が

非常に複雑多岐であります。言うなれば、大東京の中における交通のようなものではありません。そういう類案なる交通の中においてプレーキなしに走るようなものである。これは全く危険きわまりないものだと思つて、従つて、これを憂えております。従つて、カルテル行為を許すためには、アウトサイダーは必要にして欠くべからざるものである。アウトサイダーが、その共同組織の外において、自分の公正なる値段を自主的にとりきめることによつて、共同行為の行き過ぎに対してプレーキ的役割を果たす、こういうことで、これは経済的立場から、あるいは憲法論からも、独禁法論から、これは断じて加入、脱退の自由の原則というものは確保しなければならぬ。それでなければ、今後わが国の憲法上の基本的人権に対してはなほだしい侵害をするし、経済憲章の根幹をゆるがして行く。こういうことで、はなはだしく自民党さんにお願いをいたしましたのであります。憲法を改正せんとする自民党さんは、憲法尊重の念薄くして、まことに基本的人権にふれる問題について、わが党の指摘、それから公正取引委員会のこの主張、見解、こういうものに耳をおかしにはならなかつたのであります。

しかしながら、いろいろと熱心に両者の中において話し合ひをいたして参りました過程において、ならばといふので、いろいろと修正の案が試みられました。最後に到達いたしましたのが、御審議願つております。その案であります。それによりますと、大臣の命令が発せられる、受けた本人が入ることがいやなときは、表現は支障ある場合となつておられますが、支障ある場合は行政庁に届け出でその認諾を受けなければ加入しなぐてもよい、こういうことにこの修正がとりつけられたわけでありませう。これは自民党さんの側におきまます解釈と、あるいは社会党の解釈との間にはそれぞれ判断の相違点があるでありませう。が、私どもの見解をもつてすれば、大臣が本人に命令をしたけれども、本人が支障があるなら、差しつかえがあるなら、いやだといつて行政庁、すなわちこの法律で知事と書いてあります。が、大臣が命令していやならば、知事さんのところに行つて私はいやだと、こゝ言うて認諾を受けなければならぬ。こゝいう取りつけに相なつておりますので、すなわち、この法律によつて国民の身分に対して変更を来たすといふ、このおそれるべき事柄はこれによつて大幅に解除されたのではなからうか。かくのごとく理解をいたしまして、ならば一つ、この法案で行こうか、こゝいうことで結局妥結を見たわけでありませう。さりながら、この問題は制度をいたしまして大臣が法律、命令をもつて個人の身分に変更を来たさしめるといふ、この条項がここに存在するといふことは、憲法と独禁法との建前において、まことに重大な問題であります。従つて、私も、私も衆議院におきまます社会党をいたしましては、ともにかくにも、いろいろとお願いをいたしました。が、ベストを尽しました最後の限界がこれである。われわれのなし得なかつたことを、一つ参議院の、こゝの点の疑義を解消して

ただきたい、こゝいうことをお願いを申し添えて、さうして皆さん方の御努力に御期待をいたしておるといふのが、ありのままの美情であるわけでございます。さう御了承願ひます。

○島清君 自余の質疑は私は後刻に譲りまして、前提的な質問に対する現段階における私の質問はこれで終ります。

○松澤兼人君 先ほど前提となる取扱いの問題について御質問申しました。が、法案審議の基本的な問題といふことについてお伺ひしたいと思ふのであります。

第一はこの問題につきまして、もちろん促進を陳情される側は、小売業者の人々で相当多数の、また、強力な御陳情を受けていたものであります。しかし、また反対する側は消費者団体の方々でありまして、これまた相当の力をもつて私たちに十分な検討を加えてくれといふことを申し出てきておるのであります。問題は、この業者の苦しい立場といふものを十分理解しなければならぬ。そのために先ほど春日君からとうとうと社会党の立場を述べ、また小笠原君からは、それぞれ自民党の立場を述べまして、中小企業が現在の段階において受けている困難の解決のために努力をしなければならぬと申され、さういふ意見を集約して政府が法的な措置を今回の国会に提案されたものだと了解いたしますが、これらの業界の安定、また、国民経済への寄与といふ問題と、消費者の生活防衛と申しますか、生活を守るという考えと、どの点で調和するかといいことが、これはもちろん最大のこの法案の問題であらうと思ふのです。

それは通産大臣が答えになる場合には、しかるべく適当にという答弁になるかもしれませんけれども、この問題は、きわめて重要で、また早急には解決のできる問題ではないと思ひます。

そこで、春日君も言われましたように、職場で働いておられるところの労働者の人々は、憲法から労働法の関係におきまして、その生活を守るといふ方法が団結権といふ形をもつて守られていく。そこで今度は、この中小企業等の団体の組織に関する法律が成立いたしますと、中小企業の立場というものが、またこの法律によつて守られる。しかし、それでは最後に残つた消費者の立場といふものは、どういふ形において守られるであらうか。これが消費者団体の方々の非常に大きな関心事であり、心配であると思ふのであります。この法律が施行せられた後に、消費者の受けるであらうといふことを心配しておられる種々の不利益、こゝいうものは、まあこれまでの質疑の過程におきましては、絶対になんといふことでもありません。しかし、私は直接間接、消費者の生活といふものが、ある程度の不利益を受けるであらうといふことを予想するのであります。この業界の利益といふもの、あるいは業界の安定といふものと、消費者の利益、あるいは生活の安定といふものを、どういふところで守られるか、調整をとつていかれるか、根本的な問題でありませうけれども、御所見を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 私どもがこの法案を作りますについて最も苦心した、意を用いた点は、消費者の利益

を害さないようにするというところでございまして、この法律の条文を審議していただければおわかりと思いますが、

て、ことに消費者が一番心配するのは、価格の協定をやられはせぬかということとでございまして、これはなかなか簡単にできぬというふうにするために、いろいろな配慮をしております。価格を不当に引き上げの協定をやつて、消費者に迷惑をかけるというよりなことは、政府自体としても、そういうことは法律によつてもさせませんし、事実上あり得ないような配慮をしておりますので、この点の心配は私はないだらうと思ひます。ただ、不当に一方の業界が公正な値段を割つて、そうして一方は共倒れになつてゐるという事態がある以上は、消費者といへども、公正な値段で物を買ふといふことは、これは必要だと思ひますので、従つて不当な価格協定といふものはさせないかわりに、今まで小売商の間で行われておりますように、景品をつける競争をやつたり何かして、小売商自身ももうからないで困るし、よそがやるから自分もやらざるを得ないというよりな、こういう乱売競争による不当の利益を消費者が受けるということも、これはある程度がまんしてもらわなければならぬということが考えられますので、そういう過当な競争についての調整は、この商工組合でやれるということにしますと、その程度の消費者が迷惑をする。もつと景品がもらえたりが、あまりもらえなくなつたという程度のことはあるかもしれませんが、それ以上に公正な値段をつり上げて、消費者全体が迷惑を受けるというよりな

ことは、絶対にさせないという立場でできておりますので、この点の心配は私はなかりうと思っております。

上げということが早速に行われるであろうということは、私も行われなくてあらうということは了解いたしますけれども、同一のレベルに立つて、手工的に何か物をこしらえていると云ふならとうふというものを、しかし機械的な方法で、あると云ふ屋さんが、もし、とうふをこしらえたとする。そのときにはコストは当然安くなるであらうし、また、安く売ってもいいかもしれない。そういう近代的な生産方法をとったというような場合における価格の引き下げ、それを調整するということは、これは非常に今後くるところの大きな問題であらうと思うのです。現在の段階は、大臣が言われるように、引き上げることとはもうあらゆる手段を講じて押える、景品とか何とかといったことはあると思いますけれども、だんだんと生産方法が變つて参りますと、私はそういう問題は起つてくると思う。これをどういうところで解決するかというところが問題だらうと思うのです。しかし、その問題につきましては、今ここで触れませんが、この中小企業の困難の原因が過当競争ということに集約されております。しかし、同時に過当競争という現実に対しては、こういう方法によって調整するということはよくわかる。しかしこの業界に、中小企業に流れ込んでくる、いわゆる新しい人口、こういう人たちに對して押える手が果してあるだらうかどうか。それからその問題について解決策があるだらうかどうか。よしんば既

成の人たちに対してはある程度の調整をすることができるかもしれない。しかし、新しい人に対しては何か手

も、この問題は日本の人口の問題と非常に密接に連関しておりますから、重大な問題であらうと思うのです。しかも、小売商業特別措置法によりますというところ、購買会とそれから生活協同組合の員外販売ということに対しては、非常に嚴重な規制をされております。しかし、これは社会党の案にはありませんけれども、政府の案にないという、百貨店に対する方法というものがこれに出ておらないのであります。百貨店に対する小売商業特別措置法の中における規定がないということは、私はおかしいと思う。社会党の案にはある。しかも、最近起つて参ります日本信用販売というような、こういう形式のものが、やはり結局そのクーポンを使う人は百貨店に集中してくるでしよう。場末の小売商店へ行つてクーポンを出すという人はほとんどない。こういう問題につきましても、団体法におきましても、また、小売商業特別措置法におきましても、何らうたわれておらない。果してこれで、団体法だけで私はその目的を達成することができるかどうかということが非常に疑わしいのであります。この点につきましては政府の所見を伺いますし、さらに百貨店の関係から、春日衆議院議員にも伺いたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) 団体法だけで中小企業が振興されるとは考えておりませんで、先ほとから申しましたように、中小企業のためにすべきことはたくさんございまして、百貨店の問

題も、百貨店法というものを置いて、百貨店自身を規制するようなことをしておりますし、それからさつき申しま

小企業の振興法案、あるいは小売業に対する特別措置法というようなものも、こういうものもあわせてやらなければいけないだろうと考えています。ただ、この団体法は、そのほかの法律は中小企業自身の手ではできない、自分たちがやろうとしてもできない。政府が法律をもって保障してくれるのでなければできないというような問題を取り扱う法律でございまして、ここの方は、中小企業が自分の力で克服のためには、政府が受けて立つてその手助けをするという立場の法律でございしますので、中小企業がみずからの手でやりたか、こういうものに對するいろいろな規制は中小企業自身ではやれませんか、これは政府の手でやるというふうら、自分の手でやれること、政府の手でやってやることと、こういうものが一連そろわなければ、やはり中小企業の對策にはならないだろうと考えております。

○松澤兼人君 日本信販の問題……。○政府委員(川上爲治君) その問題につきましても、私どもの方としましては、この小売業者との間に何とか調整をしなければならぬというふうに考えております。現在衆議院の方へ出してあります小売業の特別措置法によりまして、行政官庁がそういうものの調整に對しまして、あつせんをし

なければならぬというような規定も置いて、何らか行政官庁においてそう
いう特別なあつせんをするような措置

○衆議院議員(春日一幸君) ただいまの御質問のうち、中小企業のうち、なかんずく小売店と百貨店との關係を、いかに社會黨が調整せんとするか、この御質問に対してお答えをいたしたいと存じます。これは私どもは商業調整法の中に、その關係を大体のところ規定しておるのでありますが、それだけでは根本的な解決になりませんので、これまた百貨店法一部改正法律案、この單獨立法を用意いたしましてその措置を講ぜんといたしておるのであります。

その概要を骨組みだけを申し上げますならば、私どもは小売店に対する理解を次のごとくにいたしておるのであります。それは、消費生活者に消費物資を供給するさまざまな形態のものがあつて、いまだ市場があり、生活協同組合、職購賣會、共済會、さまざまなものがあつて、北海道から九州までながめて見ますと、小売業者のうち、この消費生活者に最も多く消費物資を供給しておるものは何であるかといふと、これは申し上げるまでもなく、圧倒的に小売店に多いのであります。こういう角度からながめると、この小売業者は消費生活者に物を売る、まあ國家的な大きな任務を背負つておる機關と考へまして、従つて小売店がやつていけるようにせなければならぬといふので、今大きな障害となつておる百貨店で、やり方について法律の規制を加えた

い。それからさきに百貨店法ができて、当時、私もから出しました。原案は、不公正とおぼしき仕入方法、不公正とおぼしき販売方法、その他多くの条項を設けてそれを制限いたしました。許可、認可を必要とする事柄にいたしておるのであります。これは先国会におきまして自民党の御主張等によりまして、ほとんどこれは骨抜きになってしまっておるのであります。従いまして小売店を保護するため、の現行百貨店法は、ねらいがほとんど逆で、これは百貨店を保護するための百貨店保護法の形になってしまっておるのであります。そういう立場から、今回百貨店法を改正することのためのいろいろな立法措置を講じておるわけでございます。

なおこの機会に松澤先生の先の御質問の中で、わが党の考え方もあわせてお答えを申し上げておいた方がよろしかろうと考えますので、一言添えさせていただきますのでありますが、それはこの共同修正案において中小企業者が共同行為を行うことの結果、消費生活者に対して値上りをきたしはしないか、不当なその利益を侵害することはないか、こういう点について政府の御答弁も求められたのであります。私もどもはこの共同修正をいたしました責任者といしまして、これは次のような確信を持つておつたわけでありました。それは不況事態というものが大前提となるわけでありまして、不況のないものには、この共同行為は許されません。この共同行為によつて不況事態が克服されたときには、それはすみやかに変更もしくは解消されなければならぬのであります。そこで、この商工組

合は、まあ言うならば、中小企業者が不況から立ち上る、胃が悪いから胃をなおす、こういう立法であります。最もおそれられるのは、胃の薬をのんで腸に副作用を来たしはしないかということでありましたが、ただいま通産大臣も述べられました、私どもの考え方は、とにかく消費生活者が、あるものによつては安い、その安い原因がもつばらその原価販売、あるいは原価を切つての身切り販売という過当競争から来たる現象のために、値段が安いといいたしますならば、そうして安いこと

とを消費生活者が、さらに持続することとを期待するといったしますならば、それは他人の不仕合せの基礎の上に立つて、自分の仕合せをこいねがうところのものであると存するのであります。そういうことがあつてはならぬ。やはり中小企業者が商賣をやる限りにおいては、適正な利潤を確保されて、そうして家族を養ひ、老後のための安

定をはかるように準備し得る、そうい
う蓄積が行われ得る規模においてそのの
事業が行われるべきであると、こういう
う観点に立つてゐるわけであります。
不況になつて、そうして不況事態であ
るから、その不況を克服するため、立
ち上るための共同行為、これに限定さ
れてゐるのであります、それが克服
されれば、すみやかに解消、変更をさ
されるのは、これが調整行為であります
るからで、これが消費者に対して著
しくその利益を侵すものではない。そ
ういうような現象になれば、すみやか
にそれはもとの状態が回復されなけれ
ばならぬ。こういう法の構成になつて
おりますので、消費者の利益は、こ
れを侵害することはあるまいと、こう

いう確信の上に立つて共同修正案の了解を与えているわけでございます。
○阿部竹松君 議事進行について。時間がかだんだんなくなるわけです。いすれにしましても、とにかくもう一時間二十五分しかございませんから、一時若干でもストップして、ちやうど自民党の理事の方お二人見えませんので、ここで相談しなければならぬから、委員長一つ休園を宣告してただけませうんか。
○委員長（近藤信一君） ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長（近藤信一君） 速記をつけ
て。御熱心なる御質疑と、まことに御
懇篤な答弁が繰り返えされております
が、余すところ一時間半ございませ
ん。従いまして今後の議事の取扱いに
ついて、委員長と理事とが別室におい
て協議をしたいと思いますので、暫時
休憩いたします。

午後十時三十七分休憩
午後十一時六分開会
○委員長(近藤信一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいま委員長及び理事打合会を開き、中小企業団体法案、中小企業団体の施行に伴う関係法律の整理等に關する法律案及び中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の取扱いにつき協議いたしました。この三法案を成立させることは、残念ながら時間的にすでに困難と認め、この際これを廢案にすることを避けて、やむを得ずこれを継続審査にすることにいたしました。と思ひますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(近藤信一君) 御異議ないとお認め、さよう決定いたします。

なお、継続審査要求書の作成につきましては、慣例により、委員長において取りはからうことにいたします。

○古池信三君 この三法案が今日までの審議によつてすでに明瞭になりましたように、現下の非常に困難な立場にある中小企業家の上に、この法案の意味というものはきわめて重大であるといふことは、今さら申すまでもございません。私どもはこの成立のために非常な努力を傾けて参つたのであります。

るが、しかも延長された本日、すでに余すところ一時間に足りない状態にありまして、まことに残念にたえませう。わが党、われわれがほんとうに力を入れてその発展と幸福を顧慮して参りました中小企業家の立場を考えますと、実に残念千万でございますが、しかし、この際これを不成立にし、廃案となすようなことは、それこそ、さら

にさらに残念なことでありますからわれわれは涙をのんで、ここに継続審議に賛成をいたす次第であります。どうか願わくば、この継続審議は、ほんとうに今後実質的にその審議を進められまして、一日も早く、すみやかに成立を期するように、各位の御協力をお願いをいたす次第でございます。

○相馬助治君　ただいま自民党の方から古池理事よりこの種法案取扱いに關して異例の発言が行われ、自民党の意思が開陳されました。そこで、私ども日本社会党といたしましても、この際われわれの立場を明確にしておきたいと思ひます。法案の審議過程において問題となりましたように、この法律案は日本の中小企業者の運命を左右する

とまで言われるところの重大な時期に際しての立法措置であり、この問題に關して、わが党もまた至大の関心を持つて今日まで参りました。しかるところ、不幸にもかかる重大なる法案が本院に付託されましたのは、四月八日、政府よりその趣旨説明が行われたのであります。が、こゝで問題となつております衆議院回付案は五月の七日であります。五月の七日の当時における本商上委員會の状況は、御承知のように輸出取引法の一部改正案といふ本院衆議の議案を初めとしたしきし

て、実に重要なしかも目切りの法案をも含めてメジロ押しに法案が並んでいたのであります。しかも、私どもはこの法律案の内容のいかんは別といいたくありません。この問題に關して慎重な審議を加えるといひましたも、日程上かくのごとく無理があつたといふことは、何人もこれを認めるところであります。しかも、この本法の審査に

當りまして、率直に申し上げますならば、委員長理事会において審議取扱におきまして、その本案に対する衆議の態度に対して必ずしも与党自民党の理事、委員会の意見は一致していなかったと、私どもは認めざるを得ないのであります。（「そんなことはない」「そんなでもない」と呼ぶ者あり）われわれがなぜかかることを異例の発言をしなければならぬかといふことは、過去の審議の過程において少くとも緑風会の、是々非々をもつてなる緑風会の理事諸君の認めるところであらうと思います。しかし、私はかかることをここで深く追及し、問題としようとするものではありません。もちろん、わが社会党といわ

しましても負うべき責任は当然負い、しかも、本問題の重要性にかんがみまして今後とも相協力する意思はいささかも変つていないのでございます。そこで、問題となりますことは、この法律案が継続審議になつたということは、一党一派の責任に帰するものではなくて、まさにこれは本院がこの重大なる法案を抱えて、ごく僅々の、わずかの時間に粗略な審査をしてこれを通したとするならば、またその罪は別な意味において追及されるであらうと思ふのであります。私どもは、これが継続審査案件となりましたからには、わが党もまた、熱意をもつてこの法案と取り組み、将来よりよき法案を作り上げて、今悲境な立場に置かれておられる日本の中小企業者を救うべき立法措置に対して熱意を持つものでございませう。古池理事の発言されました言葉に、私どももこたえまして、われわれの見解もここに付しまして、わが党の立場を鮮明にし本法案に対する今後の協力をここに明確にいたしまして、私どもの立場の説明を終わります。

○加藤正人君 本法案は画期的統制法規としてここに提案をせられました。それに対しては、この法案の成立をこいねがつておる中小企業者は別として、そのほかの多くの中小企業者並びに中小企業に緊密な連関を持つておる大企業の人々を戦慄せしめておつたのであります。従いまして、私はこの法案をこれから十分に研究いたしまして、ここで討議をして、そうして大修正を加え、換骨奪胎して変貌せしめて完全なるほんとうの中小企業のためになるいい法案にこれを変えたいと思つておつたのであります。審議の時間

がなく、ここに遺憾ながら継続審議の提案に賛成することになつたのであります。従いまして今後継続審議に際しましては、われわれは諸君とともに協力一致して、全く一人の反対者もないような完全な中小企業団体法を作り上げることに大いに努力をいたそうと存じます。従いまして不満足ながら、ここに継続審議の提案に賛成する次第であります。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後十一時十六分散会